

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下「JICA 東北」という。）が、2020-2022 年度に実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書（公募参加確認書）の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 東北 総務課（電話 022-223-5775、担当：井澤）宛にお願いします。

2020 年 4 月 1 日

独立行政法人国際協力機構
東北センター 契約担当役
所長事務代理 三村 悟

2020-2022 年度課題別研修「アセットマネジメントを活用した下水道資産の適正管理」 コースの業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下「JICA 東北」という。）が、2020-2022 年度に実施する予定の標記案件に関し、下記のとおり、参加意思確認書（公募参加確認書）の提出を招請します。

記

本業務は、仙台市及び東北大学の協力の下、開発途上国から研修員として日本に招くアセットマネジメントを活用した下水道資産の適正管理の中核を担う人材に対して、所定の研修目標を達成するべく、下水道資産管理に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 青年海外協力協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、本研修の主要な技術支援提供者である仙台市と技術的な連携関係にあり、本研修の前身である課題別研修「災害リスク管理に配慮したアセットマネジメントシステムを活用した下水道資産管理」コースの企画段階より仙台市、及び JICA と協力しながら案件形成に携わった実績があります。また、特定者は同前身研修を過去複数年に渡り受注しており、研修事業を通じた人材育成の知見が集約されています。加えて、仙台市と同様に主な研修実施先として想定されている東北大学等の産学官公民とのネットワークや連携実績を有し、多様な講師を招聘し、本研修業務を適切に実施することのできる機関といえます。

また以下の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書（公募参加確認書）の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：2020-2022 年度 課題別研修「アセットマネジメントを活用した下水道資産の適正管理」コース研修業務委託契約

(2) 業務目的：2020-2022 年度 課題別研修「アセットマネジメントを活用した下水道資産の適正管理」コースの実施

(3) 業務実施期間：2020 年度から 2022 年度まで、毎年度各 1 回実施。

2020 年度コースは次のとおり実施する。なお、2021 年度以降のコースについては、後日決定する。

(4) 2020 年度業務の実施方針、内容及び留意事項：研修委託業務概要（別紙 2）のとおり

(5) 2020 年度研修実施期間（予定）： 2020 年 9 月 27 日 ～ 2020 年 10 月 23 日を想定。契約交渉時に協議の上決定する。

(6) 履行期間（予定）： 2020 年 8 月下旬 ～ 2020 年 12 月下旬を想定。契約交渉時に協議の上決定する。

2. 応募要件

- (1) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公示日において、平成 31・32・33 年度または令和 01・02・03 年度全国省庁統一資格を有し、業務区分「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」または「D」の認定等級（格付）に格付けされている者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。
- (6) 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、別紙 3「参加意思確認書（公募参加確認書）」を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、別紙 4「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書（公募参加確認書）を無効とします。

ア. 提出者の役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから 5 年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしてい

る。

エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他提出者が、宮城県暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(7) 案件受託上の条件として、2020 年度案件を第 1 回目として受託し、2022 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2020 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。

3. 参加意思確認書（公募参加確認書）の提出手続き等

(1) 提出書類

1) 参加意思確認書（公募参加確認書）（別紙 3）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）

2) 平成 31・32・33 年度または令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

3) 誓約書（別紙 4）

※2019 年 4 月以降 JICA が独自に実施している「簡易審査」を原則廃止し、公示案件の競争参加資格要件を「全省庁統一資格を有していること」に統一しております。つきましては、公示案件への参加を検討しておられる法人につきましては、「全省庁統一資格」への申請を検討願います。

(2) 提出部数：正 1 部

(3) 提出期限：

参加意思確認書の提出 (公募参加確認書)	提出期間	2020 年 4 月 15 日（水）午後 5 時まで
	提出場所	JICA 東北 総務課
	提出方法	持参又は郵送（書留）提出期限必着。平日午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 2 時までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。

(4) 手続きスケジュール：

① 審査結果の通知	通知日	2020 年 4 月 24 日（金）
	通知方法	郵送
② 応募要件無し の理由請求	請求期限	2020 年 5 月 7 日（木）午後 5 時まで
	請求場所	JICA 東北 総務課

	請求方法	持参又は郵送（書留）提出期限必着。平日午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 2 時までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。
	回答予定日	2020 年 5 月 15 日（金）
	回答方法	郵送

(5) 問合せ先：本公告に係る問合せは下記宛にお願いします。

JICA 東北 総務課（担当：井澤）（電話：022-223-5775）

(6) その他：

- ・ 公募参加確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ・ 提出された公募参加確認書は、返却しません。
- ・ 提出された公募参加確認書は、公募参加確認書の審査以外に提出者に無断で使用することはありません。
- ・ 提出期限以降における参加意思確認書（公募参加確認書）の差替え及び再提出は認めません。
- ・ 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求められます。（上記 3(4) 参照。）
- ・ 公募の結果、応募要件を満たすと認められる参加希望者が一者しかいない場合には、その者との契約交渉を開始する。また、複数者いる場合は、企画競争に移行する。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 共同企業体の結成：結成を認めます。共同企業体を結成するときは、加えて以下の提出が必要です。
 - ① 共同企業体結成届
 - ② 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類
- (5) 委託業務の詳細は委託契約業務概要（別紙 2）による。
- (6) 契約経費：

当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払う。
- (7) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
- (8) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書（公募参加確認書）を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますの

でご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書（公募参加確認書）の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、参加意思確認書（公募参加確認書）の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上